

第3節 産業廃棄物

1 産業廃棄物の発生状況（全産業）

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物で、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令により定められている。

平成22年度の県域における産業廃棄物の総発生量は363万トンと推計される。種類別の内訳としては、動物のふん尿が155万3千トン(42.8%)と最も多く、次いで汚泥が95万4千トン(26.3%)、がれき類が47万2千トン(13.0%)、動植物性残さが26万4千トン(7.3%)、ばいじんが18万6千トン(5.1%)、木くずが4万1千トン(1.1%)等となっており、この6種類で発生量の95.6%を占めている（図3-1）。

また、業種別にみた場合、農業が156万1千トン(43.0%)と最も多く、次いで電気・水道業が101万7千トン(28.0%)、建設業が56万3千トン(15.5%)、製造業が44万5千トン(12.3%)等となっており、これら4業種で発生量の98.8%を占めている（図3-2）。

図3-1 種類別発生量

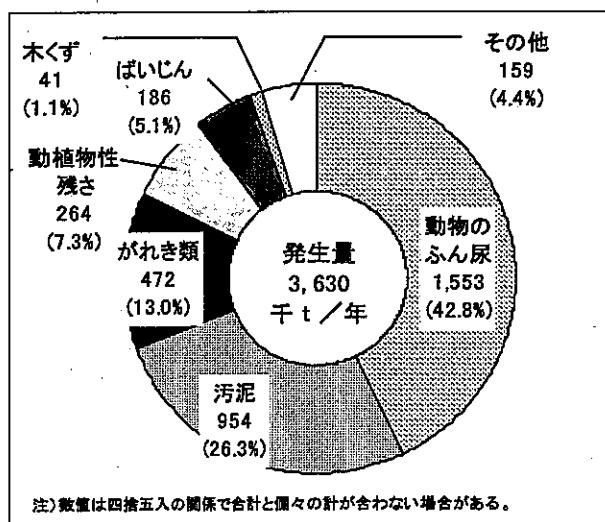
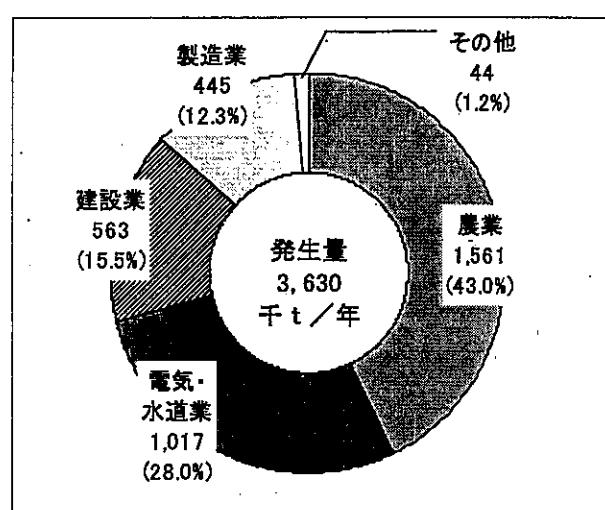


図3-2 業種別発生量



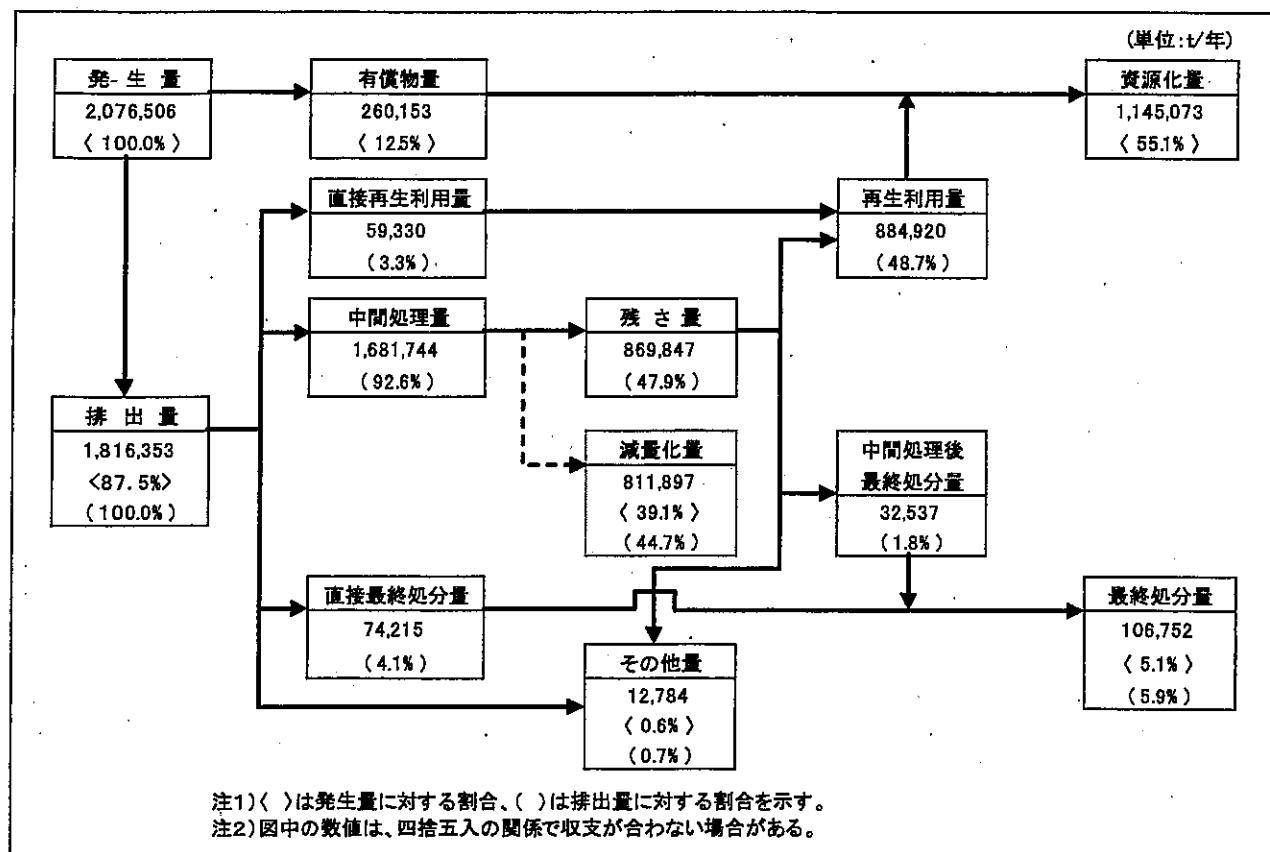
出典：平成23年度沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書

（平成22年度実績）

2 産業廃棄物の処理・処分状況（動物のふん尿を除く）

本県における産業廃棄物の排出量（動物のふん尿を除く）は、平成22年度で181万6千㌧と推計され、そのうち、再生利用量は88万5千㌧(48.7%)、脱水や焼却等の処理による減量化量は81万2千㌧(44.7%)、最終処分量は10万7千㌧(5.9%)となっている（図3-3）。

図3-3 産業廃棄物処理・処分フロー（動物のふん尿除く）



出典：平成23年度沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書

（平成22年度実績）

3 産業廃棄物処理業者の状況

平成23年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、収集運搬業875件、処分業179件（うち中間処理業のみ168件、中間処理業・最終処分業10件、最終処分業のみ1件）、合計1,054業者となっており、また、産業廃棄物再生利用業の指定件数は6件で、業種別では収集運搬業がもっとも多い。

また、保健所別でみると、中部福祉保健所、中央保健所及び南部福祉保健所管内に多く所在している。

表3-1 保健所別産業廃棄物処理業及び再生利用業
(平成23年度末現在)

業の区分 保健所名	産業廃棄物処理業			産業廃棄物再生利用業			計
	収集 運搬業	処分業		計	再生 輸送業	再生 活用業	
北 部	70	14	1	85	3	1	4
中 部	270	62	5	337	0	0	0
中 央	232	13	0	245	0	0	0
南 部	204	56	3(1)	263	0	1	1
宮 古	42	16	1	59	0	1	1
八重山	57	7	1	65	0	0	0
計	875	168	11(1)	1,054	3	3	6
		179					

- (注) 1 産業廃棄物再生利用業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号、又は第10条の3第2号の規定に基づき、沖縄県知事の指定を受けたものをいう。
 2 最終処分の欄中（）内の数値は、最終処分業のみの許可件数である。

4 産業廃棄物処理施設設置状況

廃棄物処理法で規定する種類の産業廃棄物処理施設であって、処理能力が一定規模以上の施設（許可対象施設）の設置については、同法の定めるところにより知事の許可が義務づけられている。現在稼働中の平成22年度末現在の許可対象施設の設置許可状況は表3-2に示すとおりである。

産業廃棄物処理施設の設置許可数は168施設で、うち脱水や焼却による減量化又は有害物の分解などを行う中間処理施設が150施設、廃棄物の埋立を行う最終処分場が18施設となっている。

また、最終処分場について設置主体別でみると、排出事業者の設置が3施設、産業廃棄物処理業者の設置が14施設、公共による設置が1施設となっている。

表3-2 産業廃棄物処理施設の設置状況
(平成23年度末現在)

施設の種類	設置施設数				処理能力
	事業者	処理業者	公共	計	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	4	4	9	17 1,669 m³/日
	汚泥の乾燥施設（機械）	0	2	0	2 250 t/日
	廃油の油水分離施設	0	2	0	2 114 m³/日
	焼却施設	0	9	0	9 242 t/日
	廃プラスチック類の破碎施設	0	15	0	15 1286.4 t/日
	がれき類・木くずの破碎施設	0	104	0	104 40,736 t/日
	シアノ化合物の分解施設	1	0	0	1 0.16 m³/日
小計		5	136	9	150
最終処分場	管理型	3	3	1	7 3,784,142 m³
	安定型	0	11	0	11 5,878,129 m³
	小計	3	14	1	18 9,662,271 m³
合計		8	150	10	168

(注) 1 がれき類・木くずの破碎施設の設置施設数は、みなし許可された施設の設置数を含む。

2 焼却施設については、許可件数と施設数とは異なる場合もあるが、実際に設置している施設数を休止中も含めて示した。

3 最終処分場については、埋立が終了していても廃止されていない施設も含めている。

5 施設の維持管理等

産業廃棄物処理施設の設置者は、所有する施設について、廃棄物処理法で定める維持管理基準に基づき、適正に維持管理することになっている。維持管理基準は、施設のすべてに共通する基準と、施設の種類ごとの個別の基準が定められている。

焼却施設については、平成9年12月に施行された改正廃棄物処理法の維持管理基準において、排ガス中のダイオキシン類濃度について新たに基準が設けられたが、既存施設については、経過措置として、平成14年11月中までは暫定基準 $80\text{ng}/\text{m}^3$ 以下、平成14年12月以降は、処理能力4t/時以上の施設（県内：0施設）が $1\text{ng}/\text{m}^3$ 以下、処理能力2～4t/時の施設（県内：1施設）が $5\text{ng}/\text{m}^3$ 以下、処理能力2t/時未満の施設（県内：8施設）が $10\text{ng}/\text{m}^3$ 以下とされている。焼却施設の設置者による平成23年度の測定結果は、設置許可施設のすべてが基準値を満たしていた。

また、県は、管理型最終処分場のうち、排出事業者設置の3施設、処理業者設置の3施設、公共設置の1施設、計7施設について、放流水の水質検査を行っているが、平成23年度の結果は、7施設すべて基準値内であった。

6 産業廃棄物処理業者等に対する立入検査等

産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図るため、各保健所においては排出事業者、処理業者及び処理施設等に対する立入検査や監視・指導等を行っている（表3-3）。

7 不法投棄防止対策

県や警察のほか、（財）産業廃棄物協会等の官民で構成する「沖縄県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」を設置し、市町村等と合同パトロールなどを実施して不法投棄場所の把握、及び未然防止等、防止対策の強化を図っている。

さらに、平成15年5月には、警察本部と合同で「美ら島環境クリーン作戦対策本部」を設置し、地域の生活環境に支障を及ぼす悪質な不法投棄事犯等に対して、確実な現状回復を見据え、迅速な行政措置及び積極的な事件捜査を行っているところである。

また、平成16年度から廃棄物監視指導員として、平成22年度からは不法投棄監視員としてそれぞれ県警OBを各保健所に配置し、監視指導体制の強化をはかっている。

各保健所では、平成18年度に管下の市町村を巻き込んで「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置し、不法投棄監視カメラの導入などを行い不法投棄防止対策を強化している。

表3-3 立入検査実施報告

(平成23年度)

	法第12条の6の勧告	法第14条の3の処分		法第14条の6の処分		法第15条の3の処分	法第15条の2の7の処分		法第18条の報告徴収
		許可取消	事業停止	許可取消	事業停止		許可取消	改善命令	
件数	0	4	1	0	0	0	3	2	26

	法第19条の立入検査			法第19条の3 改善命令	法第19条の5 措置命令	勧告(法第12条の6の勧告を除く)	告発
	事業者	処分業者	公共				
件数	640	489	3	5	2	16	0

(注)公共とは、国、地方公共団体、地方公共団体の行う上下水道・公共用水道事業及び公共閲与している法人を指す。

8 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」）は、その性質からさまざまな用途に使われていたが、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたポリ塩化ビフェニルが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が起きた。その後も、様々な生物や母乳等からも P C B が検出される等、汚染が問題となつたことから、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、昭和49年からは P C B の製造や新たな使用が禁止された。

しかしながら、既に製造された P C B については、処理事業者の処理施設が住民の反対運動等により設置できず、結果として約30年間の長期にわたり事業者は P C B 廃棄物を保管している状況にあり、紛失等による環境汚染が懸念される。

そのため、国（環境省）においては、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」を平成13年6月に公布し、同年7月に施行している。

同法に基づき、P C B 廃棄物保管事業者（以下保管事業者）は、前年度における保管状況等を毎年度、所在する都道府県知事へ届出なければならないこととされている。

本県における平成23年3月末の保管状況は表3-4のとおりとなっており、届出事業所数は169事業所となっている。

なお、同法により、保管事業者には、P C B 廃棄物を平成28年までに保管事業者の責任において処理することが義務づけられている。

表3-4 PCB廃棄物保管状況

(平成23年3月31日現在)

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	9	51台
高圧コンデンサ	30	130台
低圧トランス	4	1,083台
低圧コンデンサ	6	225台
柱上トランス	1	8,225台
安定器	57	6,613台
PCBを含む油	20	626,819kg 3,840ℓ 6本(ドラム缶)
ウエス	12	1,042.9kg
汚泥	4	104,707kg 9,600ℓ 1,112本(ドラム缶)
その他の機器等	101	645台

(注)事業者からの届出書に記載された保管量の単位が異なるため、保管量の欄に、複数の数字を記載している場合がある。(例:汚泥であれば、ドラム缶1,112本、重量で104,707kg、容量で9,600Lが、それぞれ保管されていることを示しており、合計の保管量は1,112本+104,707kg+9,600Lとなる。)